平成２７年（フ）第３６４号
奈良市大渕町3810番地　ライオンズマンション学園前第２―106号
債務者　濱野　貴史
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　智巌
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月25日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
奈良地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第５６号
宮城県石巻市蛇田字新埠寺113番地２　ラ・ジュルネ105号、前住所仙台市泉区山の寺２丁目22番33号　ハイデンス山の寺Ａ―101
債務者　小野寺結衣
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第４２９８号
大阪府吹田市江坂町１―13―44―1005、住民票上の住所横浜市青葉区桂台２丁目31番地21サンシティ桂台205号
債務者　西口　広志
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６９９号
大阪府東大阪市東石切町５丁目７番21号
債務者　笠嶋　浩美
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３０４号
大阪市東成区中本４丁目２番13号
債務者　内山　幸枝
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３３５号
大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅15―505号
債務者　丸井　惠子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６２号
大阪府高槻市牧田町14番100―502号
債務者　藤林　正輝
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０４号
大阪市旭区清水４丁目４番７号　仲野ハイツ202号
債務者　辻　　順弘
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７９７号
京都市伏見区向島本丸町65番地　ビラクレール101
債務者　谷本由美子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２４号
京都府城陽市久世下大谷９番地の８
債務者　青木　抄世
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１３８号
京都市伏見区深草勧進橋町50番地　ＦＬＡＴ’Ｓ　Ａ・Ｉ　202
債務者　直井　美香
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５４号
京都市中京区西ノ京南聖町７番地
債務者　石川　輝晃
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１号
京都市北区西賀茂北川上町14番地
債務者　曺　　美鈴
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１５号
京都市左京区岩倉上蔵町101　いわくら病院内、住民票上の住所静岡県浜松市浜北区西美薗127番地の１　マンション北浜202号室
債務者　奥田　知子（旧姓河北）
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２０号
京都市山科区西野大手先町６番地26　ヴィラージュ　サントレ302
債務者　中村　洋子（旧姓長野）
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２１号
京都市左京区吉田中阿達町18番地　シオンアパート27号室
債務者　佐藤　　周
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２７号
京都府城陽市平川指月99番地の１　指月荘９号
債務者　橋本　隆志
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係